

(別紙)

令和6年度兵庫県中小企業等海外出願支援事業の概要について

1. 事業概要

兵庫県内の中小企業者等による海外事業展開を促進するため、県内の中小企業等による産業財産権に係る外国出願（特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標）に要する経費の一部を補助する事業です。

2. 補助対象者

- ①兵庫県内に本社を有する中小企業者（「みなし大企業」の定義に該当する場合は対象外となります。）
- ②地域団体商標に係る外国出願については、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所、NPO法人

3. 補助対象となる出願

応募時点で既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済み（以下「基礎となる国内出願」）であり、採択後から令和7年1月31日までの間に、基礎となる国内出願についてパリ条約等に基づく優先権を主張して以下のいずれかに該当する方法により、外国特許庁等へ同一内容の出願を行う予定の案件。ただし、商標については優先権主張を要しない。

- ①当該国の法令に基づき外国特許庁への出願を行う方法
- ②特許協力条約に基づき外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願における各国への国内段階に移行する方法）（※）
- ③ハーグ協定に基づき外国特許庁への出願を行う方法（※）
- ④マドリッド協定議定書に基づき外国特許庁への出願を行う方法（マドプロ出願）

（※）この方法によるときは、基礎となる国内出願を有しなくとも、指定国・指定締結国に日本国を含むことを条件に補助対象とする。

4. 補助対象経費

外国特許庁への出願に係る以下の費用

- ① 外国特許庁への出願手数料
- ② 現地代理人費用
- ③ 国内代理人費用
- ④ 翻訳費用 など

5. 補助率・補助上限額

- ①補助率：補助対象経費の1/2以内
- ②補助上限額（一会計年度）

一企業に対する上限額：300万円（複数案件の場合）

一出願（案件）ごとの上限額：特許150万円、実用新案・意匠・商標60万円、
冒認対策商標30万円

6. 申請期間

一次公募：令和6年5月27日（月）～令和6年6月21日（金）

二次公募：令和6年8月5日（月）～令和6年8月30日（金）（予定）

二次公募は予定する採択件数に達した場合実施しないことがあります。

7. 審査方法

有識者による審査委員会で所定の審査基準に基づき審査を行い、採択者を決定します。

また、以下に該当する申請者は審査において加点措置を実施します。

- ・「グローバル型地域未来牽引企業」に採択された企業
- ・平成26年度以降一度も本支援事業を利用していない新規利用者
- ・JAPANブランド育成支援等事業採択者（直近3年以内）
- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金採択者（直近3年以内）
- ・賃上げ実施企業
- ・ワーク・ライフ・バランス推進企業

8. お問い合わせ

公益財団法人新産業創造研究機構 技術移転部門 知的財産センター

令和6年度兵庫県中小企業等海外出願支援事業 担当

平日 8：45～12：00 13：00～17：30 TEL: 078-306-6808

E-Mail : kaigai-syutsugan@niro.or.jp

なお、詳細については、以下をご参照願います。

URL : <https://www.niro.or.jp/information/20240521/43755/>

以上